

平成 19 年度における人事行政の運営等の状況の公表

北秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 18 年北秋田市条例第 1 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、平成 18 年度における人事行政の運営の状況及び秋田県人事委員会の業務の状況(北秋田市に関する部分)を次のとおり公表する。

平成 20 年 12 月 26 日

北秋田市長 岸 部 隆

第 1 人事行政の運営の状況

1 任免及び職員数の状況等

(1) 任免及び職員数の状況

(各年 4 月 1 日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成 19 年	平成 20 年		
一般行政	総務他	331	325	△9	事務の統廃合
特別行政	教 育	110	99	△11	事務の統廃合
	消 防	97	96	△1	事務の統廃合
公営企業	病 院	37	26	△11	事務の統廃合
	水 道	14	13	△1	事務の統廃合
	下水道	13	11	△2	事務の統廃合
	その他	24	23	△1	事務の統廃合
合 計		626	593	△33	

※ 職員数は、一般職の職員(地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員、非常勤職員を除く。)の人数である。

(2) 定員適正化の取組

平成 20 年 12 月 26 日現在定員適正化計画は、作成していない。

参考として、集中改革プラン(平成 17 年～22 年)における数値目標を記載する。

部 門	H17.4.1 職員数	数 値 目 標			増 減 実 績			
		H22.4.1 職員数	対 17 年 増減数	対 17 年 増減率	H20.4.1 職員数	対 17 年 増減数	対 17 年 増減率	
総 数	703	566	△137	△19.5	593	△110	△15.6	
内 訳	一般行政部門	375	298	△77	△20.5	325	△50	△13.3
	教育部門	133	80	△53	△39.8	99	△34	△25.6
	消防部門	97	95	△2	△2.1	96	△1	△1.2
	公営企業等 会計部門	98	93	△5	△5.1	73	△25	△25.5

※ 上記記載には、臨時的任用職員を含んでいる。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 平均給料月額等

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均給料月額	平均諸手当月額	平均給与月額	平均年齢
行政職	337,870 円	49,090 円	386,980 円	45 歳 7 月
教育職 (高等学校)	402,346 円	60,236 円	462,582 円	48 歳 9 月
技能労務職	297,767 円	21,594 円	319,361 円	52 歳 7 月

(2) 初任給の状況及び経験年数別の平均給料月額

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分	初任給	採用 2 年後 の給料月額	経験年数別平均給料月額			
			10 年	15 年	20 年	
行政職	大学卒	172,200 円	184,200 円	249,050 円	287,850 円	354,400 円
	高校卒	140,100 円	148,500 円	212,700 円	259,400 円	303,000 円
教育職 (高等学校)	大学卒	192,800 円	204,800 円	-	-	398,008 円

※ 経験年数別平均給料月額欄が (-) は対象職員がいない。

(3) 行政職の級別職員数の状況

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的職務内容	部長 支所長	課長	主幹 参事	副主幹	主査	主任	主事	
職員数	12 人	38 人	44 人	91 人	91 人	36 人	15 人	327 人
構成比	3.7%	11.6%	13.5%	27.8%	27.8%	11.0%	4.6%	100%

(4) 標準を超える昇給の状況

平成 19 年度において標準を超える昇給職員なし

(5) 諸手当の状況

ア 期末手当及び勤勉手当

(平成 19 年度)

区 分	期末手当	勤勉手当
支給割合	6 月支給	0.725 月分
	12 月支給	0.725 月分
	合計	1.45 月分
1 人当たり 平均支給額	行政職	1,693,977 円
	教育職	1,983,037 円
加算措置の状況		職務の級に応じて 5~15% の加算を行う

イ 退職手当

(平成 19 年度)

区 分	支給割合	
	自己都合	勤奨・定年
勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度	59.28 月分	59.28 月分

## 退職手当表続き

職 種 別 平 均 支 給 額	
行 政 職	22,824 千円
教 育 職	26,641 千円

## ウ 時間外勤務手当

(平成 19 年度実績)

支 給 総 額	107,263 千円
支給対象職員 1 人当たり支給年額	239,962 円

## エ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に支給される。

14 種類の手当があり、医師に対する手当 7 種類、看護師等病院勤務職員に対する手当 4 種類、消防職員に対する手当 2 種類、高校教員に対する手当 1 種類。

## オ その他の主な手当

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

手当名	内 容	区 分	支 給 額
扶養手当	扶養親族(他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者をいう。以下同じ。)のある職員に支給	配偶者	月額 13,000 円
		その他	月額 6,000 円
		扶養手当の支給対象とならない配偶者を有する職員の扶養親族のうち 1 人	月額 6,500 円
		配偶者のない職員の扶養親族のうち 1 人	月額 11,000 円
		満 16 歳となる年度の初日(4 月 1 日)から満 22 歳となる年度の末日(3 月 31 日)までの子	1 人当たり月額 5,000 円を追加
住居手当	借家又は借間に居住し、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員に対し支給	借家	最高 月額 27,000 円
		自家 新築又は購入後 5 年を経過するまで支給	月額 2,500 円
通勤手当	通勤距離が 2 km 以上の職員に対し支給	交通機関利用	最高 月額 55,000 円
		自動車等利用	最高 月額 24,500 円
寒冷地手当	11 月から 3 月において秋田県内に在勤する職員に支給		扶養親族の数などに応じて 36,800 円から 89,000 円

## (6) 勤務時間の状況

勤 務 時 間	休 息 時 間
午前 8 時 30 分から 午後 5 時 15 分まで	正午から 午後 0 時 45 分まで

## (7) 休暇の状況

## ア 年次休暇の取得状況

(平成 19 年 1 月～12 月)

対象人数	使用可能日数	総使用日数	1人当たり使用日時数
620 人	23,591 日	6,103 日 1 時間	9 日 7 時間

## イ 育児休業、部分休業及び介護休暇の取得状況

(平成 19 年度)

育児休業 (女性)			育児休業 (男性)			部分休業	介護休暇
取得可能者数	取得者数	取得率	取得可能者数	取得者数	取得率	取得者数	取得者数
6 人	6 人	100.0%	11 人	-	-	-	2

※1 育児休業の「取得可能者数」とは、平成 19 年度に新たに育児休業が可能となった職員の数をいう。

※2 育児休業の「取得者数」とは、平成 19 年度に新たに育児休業を取得した者の数をいう。

※3 「部分休業取得者数」とは、平成 19 年度に新たに部分休業を取得した者の数をいう。

## ウ 休暇制度の概要

種 類	内 容
年次休暇	1 年に 20 日 (新規採用の年は、採用月に応じて定められた日数) 与えられる。残日数は、翌年に繰り越すことができる (20 日限度)。
病気休暇	負傷または疾病により療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に与えられる。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に与えられる。(主な特別休暇は、次表)
介護休暇	配偶者、父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる。

## 主な特別休暇

種 類	内 容 (日数等)
ボランティア休暇	職員が自発的に、報酬を得ないで社会に貢献する特定の活動を行う場合で、勤務しないことが相当であるときに与えられる。(年 5 日以内)
結婚休暇	職員が結婚する場合に与えられる。(5 日以内)
出産休暇	女性職員が出産する場合に与えられる。(産前 6 週間及び産後 8 週間)
配偶者出産休暇	職員の妻の出産に伴い入院の付添い等をする場合に与えられる。(2 日以内)
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護等をする場合で、勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。(年 5 日以内)
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合で、職員が喪に服するときに与えられる。(親族の区分により定められる日数。最高で連続する 7 日以内)
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため職員が勤務しないことが相当と認められる場合に与えられる。(年 3 日以内)

## (8) 職員給与費の状況

## ア 人件費の状況 (平成 19 年度普通会計決算)

歳 出 額	人 件 費	人 件 費 以 外
21,971,789 千円	4,713,379 千円 (21.5%)	17,258,410 千円 (78.5%)

## イ 職員給与費の内訳 (平成 19 年度普通会計決算)

給 与 費	給 料	職員手当	期末・勤勉手当
3,302,129 千円	2,113,159 千円	310,770 千円	878,200 千円

## (9) 特別職の給料及び報酬等の状況

(平成20年4月1日現在)

区 分	給料・報酬	期 末 手 当		退 職 手 当	
		6 月 期	12 月 期	算 定 方 法	支 給 時 期
市 長	892,000	1.55 月分	1.70 月分	給料月額×0.47 ×在職月数	任期毎
副 市 長	657,000	1.55 月分	1.70 月分		
議 長	266,000	1.55 月分	1.70 月分	支給しない	
副 議 長	244,000	1.55 月分	1.70 月分		
議 員	232,000	1.55 月分	1.70 月分		

## 3 分限及び懲戒の状況

## (1) 分限処分及び懲戒処分を受けた職員の数

(平成19年度)

分限処分を受けた職員の数					懲戒処分を受けた職員の数				
降任	免職	休職	降給	計	戒告	減給	停職	免職	計
-	-	3	-	3	1	6	-	2	9

## (2) 行為別の懲戒処分を受けた職員の数

(平成19年度)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
一般非行	1	-	-	-	1
取賄等	-	-	-	2	2
監督責任	-	6	-	-	6

## 4 服務の状況

## 服務規律の確保に関する取組

	取 組 の 概 要
平成19年6月 平成19年8月 平成19年12月 随 時	夏季における職員の服装について 職員の綱紀の保持について 職員の綱紀の保持について 選挙時における服務規律の徹底について 交通事故・飲酒運転等に関して

## 5 研修及び勤務成績の評定の状況

## (1) 研修の実績

研修実施機関	研修区分	修了者数
町村会	初任者	8
	主事・技師級	1
	主任級	1
	監督者	1
	管理者	1
県・市町村	経営戦略 I	1



第2 人事委員会の報告事項

- 1 給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
- 2 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 3 不利益処分に関する不服申立の状況

※ 北秋田市では、人事委員会・公平委員会等を独自に設置しておらず秋田県人事委員会にその事務を委託している。

上記3項目に関しては、秋田県及び秋田県人事委員会の報告等を参照。なお、2及び3については北秋田市関連分なし。

4 競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

区分	採用 予定 人員 (A)	申込者数		第1次試験						第2次試験			最終 倍率 E/F	辞退 者数 内 女子				
				受験者数		合格者数		受験率	倍率	受験者数	合格者数	受験率						
		(B)	内 女子	(C)	内 女子	(D)	内 女子	C/B	C/D	(E)	内 女子	(F)	内 女子	E/D				
大学 卒業 程度	行政	2	32	10	29	8	9	1	90.6	3.2	9	1	2	-	100.0	4.5	-	-
高校 卒業 程度	行政	1	14	9	12	8	3	3	85.7	4.0	3	3	1	1	100.0	3.0	-	-
	消防	5	13	-	13	-	6	-	100.0	2.2	6	-	5	-	100.0	1.2	1	-
職務 経験 者	消防	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	100.0	1.0	-	-

(2) 選考採用（選考基準別状況）

区 分	任 命 権 者		計
	市 長	教育委員会	
国、他の地方公共団体等の在職者	一般職	1	1
	校 長	1	1
	教 諭	1	1